児童虐待 DV防止

児童虐待・DVを許さない社会を目指しましょう

児童虐待 DV防止

こども家庭支援課 ☎059-382-9140 FAX059-382-9142

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、11月12日から25日までは女性に対する暴力をなくす運動週間です。どんな理由があっても暴力は許されません。暴力を未然に防ぐためには、早期の対応が必要です。

児童虐待とは

保護者がそのこどもに対して行う虐待行為

○身体的虐待　○性的虐待
○心理的虐待　○ネグレクト

DV（ドメスティックバイオレンス）とは

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い

○身体的暴力　○精神的暴力
○経済的暴力　○性的暴力

児童虐待または DV かもしれないと思ったらすぐに電話や相談を

相談先	電話番号
こども家庭支援課	☎059-382-9140 平日8時30分～17時15分
鈴鹿児童相談所	☎059-382-9794 平日8時30分～17時15分
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎189（24時間受付）
三重県女性相談支援センター（三重県配偶者暴力相談支援センター）	☎059-231-5600 月・火・木・金曜日（9時～17時）、水曜日（9時～20時）※祝・休日、年末年始を除く
鈴鹿警察署	☎059-380-0110【代表】

環境 福祉

ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）の要件拡大のご案内

ふれあい収集

問合せ先は下部をご覧ください。

広報すずか6月号でお知らせしました「ふれあい収集」について、対象となる要件の「高齢者など」に該当する方を、9月1日から次の要件に変更しました。

変更点

変更前：要介護度が3・4・5のいずれかに該当する方（65歳未満の方も対象）

↓

変更後：要介護度が**2**・3・4・5のいずれかに該当する方（65歳未満の方も対象）

変更後は要介護度2の方も対象になります。

ふれあい収集を利用される方へのお願い

○ふれあい収集はごみ出しの支援を目的としており、家の中での分別や袋詰めなどは対象外です。また、分別されていないごみは、収集できません。「家庭ごみの分け方・出し方」を確認し、正しく分別してから、指定のごみ排出場所に出してください。

○カラスやネコなどの獣害被害やにおい防止のため、ポリバケツやネットなどをご利用になる場合は、ご自身で用意してください。

○利用者が入院・施設入所・転居などで不在となる場合は、廃棄物対策課へご連絡ください。

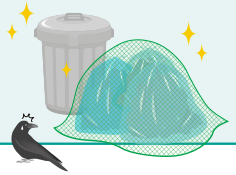

家庭ごみの分け方・出し方

問い合わせ先

ごみの収集に関すること・申込書の提出先は廃棄物対策課		☎059-382-7609	FAX059-382-2214
対象者に関することで	高齢者などの方は長寿社会課	☎059-382-9886	FAX059-382-7607
	障がい者の方は障がい福祉課	☎059-382-7626	FAX059-382-7607